令和８年（フ）第１６８４号
東京都東久留米市野火止三丁目４番５－305号
債務者　香月　　透
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６９号
神奈川県逗子市桜山８丁目２番３号　桜山テラスハウスＢ、前住所沖縄県石垣市字新川1583番地127　ティンガーラ103号室
債務者　山川　武志
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２２０号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目７番Ｄ－401号
債務者　本間　仁美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２９５号
長崎県長崎市椿が丘町49番地２
債務者　小川真理子（旧姓藤）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０６号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目28番９号
債務者　海野奈々美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２３５号
神奈川県横須賀市追浜町１丁目64番地　サクラハイム101
債務者　岩崎　理恵
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２３６号
神奈川県横須賀市長井１丁目７番６号　パルトあいおい101
債務者　外島　瑞香
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第３６６号
神奈川県平塚市片岡802番地の１　昭和の里平塚
債務者　佐野のり子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４０８号
神奈川県平塚市中原１丁目４番12号
債務者　中村　君子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４４０号
神奈川県平塚市御殿２丁目17番42号　平塚養護老人ホーム
債務者　菊地　幸一
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４７４号
神奈川県愛甲郡愛川町春日台５丁目８番地の14　フレックスライオン201
債務者　古家　　祐
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５２４号
神奈川県厚木市上荻野895番地２　アスカⅢ202
債務者　小松みずき（旧姓楮本）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４８２号
広島市安佐北区亀山南５丁目21番24号
債務者　桑原　広蔵（旧姓福吉）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２２号
山口市大内矢田北１丁目15番11号　コーポ矢田　２号
債務者　富崎まり子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２５号
山口市小郡下郷675番地１　モーント・メーン301
債務者　渡壁　和恵
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３１号
山口市三和町16番７－105号
債務者　来栖　正三
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６５８号
熊本市南区平田２丁目５番５－1003号
債務者　髙田　義宏
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係